

平成29年上半期におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について

1 被害児童数の推移（資料1）

- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童は919人。平成20年以降、増加傾向が継続しており、過去最多の被害児童数。
- 出会い系サイトに起因する事犯の被害児童は13人。平成20年の出会い系サイト規制法の改正以降減少傾向にあるところ、事業者による年齢確認、書き込み内容の確認強化等により更に減少。

2 コミュニティサイトにおける被害児童の状況

- 罪種別では、児童買春及び児童ポルノの被害児童数が増加傾向。（資料2）
- サイト種別では、「複数交流系」が最も多く、次いで「チャット系」。（資料6）
- Twitterに起因する被害児童数は327人で、全被害児童の3分の1強を占める。（資料10）
- 被害児童が被疑者と会った理由では、「金品目的」や「性的関係目的」といった援助交際に関連する理由が約4割。（資料8-1）
- インターネット利用等に関して、学校で「指導を受けたことはない」又は「覚えていない」と回答した児童が約半数。（資料8-2）
- フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち9割以上が被害当時にフィルタリングを利用せず。（資料9）
- フィルタリングを利用しなかった理由について、「子供を信用している」、「子供に反対された」等と回答した保護者が多く見られた。（資料9）

3 対策

(1) 事業者による協議会の活動支援等

- ・ 16事業者が参加する「青少年ネット利用環境整備協議会」が本年7月26日に発足。参加事業者による情報共有、調査研究、広報啓発等自主的な児童被害防止対策を推進。（原則として月1回の開催）
- ・ 協力官庁として警察も同協議会に参画し、児童被害の事例等を提供。

(2) サイバー防犯ボランティアを活用した各種対策の推進

- ・ サイバーパトロールによる不適切な書き込みの発見と事業者への通報（本年7月から9月までの間に44団体で集中的に実施、約1万6,000件を通報）
- ・ 警察や事業者と連携した教育、広報啓発活動の推進

(3) 補導活動及び取締りの推進

- ・ サイバー補導及び福祉犯事件の取締りの更なる推進
- ・ 無届等の悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底

(4) 関係省庁、事業者及び関係団体と連携した対策の推進

- ・ フィルタリングの更なる普及促進に向けた連携
- ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有